

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

4

新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

3

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

2

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

身延 町長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒																	
令和 年 月 日提出			フリガナ																		
			氏名又は名称																		
			代表者の職氏名印	Ⓢ																	
			個人番号又は法人番号																		
給与所得者				(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日														
受給者番号(整理番号)	フリガナ			円	月から	月から	..														
	氏名			(旧姓)	円	月まで	月まで	円	円												
生年月日	昭和・平成			年	月	日															
個人番号																					
1月1日現在の住所																					
給与の支払を受けなくなった後の住所																					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、申出があったため( 月 日申出) 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
	.	円	円
	.	円	円
異動者印	.	円	円

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者指定番号				※市町村ごとに異なります	
宛名番号					
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係			
		氏名			
		電話	(内線 )		
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) ( 月分で納入 ) ( 月 日納期分 ) 3. 普通徴収 (理由)		控除社会保険料額 円	

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で、特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者
2 (普C)	毎月の給与が少なく、税額が引けない
3 (普D)	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払いが毎月ではない)
4 (普E)	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)				課・係		新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		氏名	月割額 円を		※市町村記入欄
フリガナ				氏名	月分から徴収し、納入します。		
氏名又は名称				電話	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
代表者の職氏名印	Ⓢ			電話	(内線 )		
						納入書 要 ・ 不要	

【提出先】 〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350 身延町役場 税務課 課税担当